第5回士別市農業委員会総会議事録

令和 3年 10月 27日

士別市農業委員会

第5回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月27日(水曜日)

午後 1時30分開会 午後 2時00分閉会

- 2. 開催場所 第2 广舎大会議室
- 3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

日程第 1 報告第 1 号 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について

日程第 2 報告第 2 号 士別市農業経営改善計画の認定について

日程第3 報告第3号 士別市青年等就農計画の認定について

日程第 4 報告第 4 号 賃貸借契約の解約について

日程第 5 議案第1号 土地の現況証明書の交付について

日程第6 議案第2号 農地法第2条の規定による農地の判断について

日程第7 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

出席委員(25名)

 1番
 上野浩二君
 2番 湯浅悦子君

3番 山下 篤 君 4番 松井 薫 君

5番 古川 昇 君 6番 新田康仁君

7番 森野良次君 8番 鈴木淳一君

9番 寺崎徳仁君 11番 工藤修一君

12番 岡崎京子君 13番 本間一明君

14番 柳 眞由美 君 15番 梅 津 宣 保 君

16番 遠 藤 英 俊 君 17番 沼 舘 初 男 君

18番 鈴木茂樹君 19番 佐久間弘美君

20番 渡 辺 亨 君 21番 村 上 幸 博 君

22番 栗本 勝 君 24番 鈴木 庄一郎 君

25番 小野寺 悦 子 君 26番 木 下 一 彦 君 27番 保 科 隆 志 君

出席説明員(4名)

事務局長 林 秀 忠 君

主 查 小林 泉君

主 事 古 閑 俊 祐 君

4. 会議の概要

(午後 1時30分 開会)

●議長(保科隆志君)

第5回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は25名であります。 定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、7 番 森野 良次委員、9 番 寺崎 徳仁委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長(林 秀忠君) ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてでありますが「中山委員」「中澤委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、 朗読を省略いたします。

●議長(保科隆志君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について、事務局より内容 の説明をいたします。

〇事務局(佐々木澪君) 農業経営基盤強化促進法第 21 条の規定により、嘱託登記を完了した ので報告いたします。

番号1番、権利者、 $\bullet \bullet \bullet \bullet$ 、義務者、 $\bullet \bullet \bullet \bullet$ について、嘱託登記を完了いたしましました。以上で報告を終わります。

●議長(保科隆志君) 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

- ●議長(保科隆志君) ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。
- ●議長(保科隆志君) 次に、日程第2、報告第2号 士別市農業経営改善計画の認定について 事務局より内容の説明をいたします。
- 〇事務局(佐々木澪君) 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ 外8件の再認定がありました。

なお、累計は、先月比 増減なしの459件 となっております。 以上で報告を終わります。

●議長(保科隆志君) 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本案件中、番号5番について工藤委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

- ●議長(保科隆志君) ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。
- ●議長(保科隆志君) 次に日程第3、報告第3号、士別市青年等就農計画の認定について事務 局より内容の説明をいたします。
- ○事務局(佐々木澪君) 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定に基づき、青年等 就農計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ の 新規認定の通知がありました。なお、累計は3件となっております。

以上で報告を終わります。

●議長(保科隆志君) 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

- ●議長(保科隆志君) ご発言がないようですので、報告第3号は終了いたします。
- ●議長(保科隆志君) 次に、日程第4、報告第4号 賃貸借契約の解約について、事務局より 内容の説明をいたします。
- **○事務局(古閑俊祐君)** 農地法第 18 条第 6 項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

●議長(保科隆志君) 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(保科隆志君) ご発言がないようですので、報告第4号は終了いたします。

- ●議長(保科隆志君) 次に、日程第5、議案第1号 土地の現況証明書の交付について事務局 より内容の説明をいたします。
- **〇事務局(小林 泉君)** 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号 1 番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積 2,779 ㎡。

証明の必要理由、地目変更登記。本申請地につきましては、昭和 57 年月日不詳より格納庫を建設、平成 11 年月日不詳より車庫を建設及び平成年月日不詳より庭として、宅地利用しており、今後も農地としての活用は困難な土地であります。

番号2番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●外6筆、地目、公簿、田・畑、現況、山林、面積あわせて43,071 ㎡。

証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、30年ぐらい前より未利用地となっており、今後も農地としての活用は困難な土地であります。

番号3番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、西3条15・17・18・19丁目、西4条17丁目、南町西3区・4区、南士別町、地番、●●●●外25筆、地目、公簿、田・畑、現況、雑種地、面積あわせて1,931.55㎡。

証明の必要理由、地目変更登記。本申請地につきましては、年月日不詳より鉄塔を設置し、 雑種地として利用しており、今後も農地としての活用は困難な土地であります。

現地確認につきましては、番号 1 番は 10 月 12 日に各担当地区農業委員 4 名により実施 し、番号 2 番と 3 番も 10 月 12 日に各担当地区農業委員 3 名により実施をしています。 以上で報告を終わります。

●議長(保科隆志君) 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(保科隆志君) ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することに ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(保科隆志君) ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

- ●議長(保科隆志君) 次に、日程第6、議案第2号 農地法第2条の規定による農地の判断について、事務局より内容の説明をいたします。
- ○事務局(小林 泉君) 農地法第30条の規定により実施した農地利用状況調査の結果に基づき、農地法第2条第1項に定める農地該当の可否について、ご審議願います。

番号 2 番、土地の所有者、 $\bullet \bullet \bullet \bullet$ 、所在、西士別、地番、 $\bullet \bullet \bullet \bullet$ 、地目、公簿、畑、面積あわせて 427 $\stackrel{\circ}{m}$ 。

番号5番、土地の所有者、●●●●、所在、川西町13線西、地番、●●●●、地目、公簿、畑、面積582 ㎡。

番号7番、土地の所有者、●●●●、所在、中士別町1線西、地番、●●●●外1筆、地 目、公簿、田、面積632 ㎡。

番号8番、土地の所有者、●●●●、所在、中士別町1線西、地番、●●●●外2筆、地目、公簿、畑、面積あわせて2,204 ㎡。

番号9番、土地の所有者、●●●●、所在、中士別町1線西、地番、●●●●外1筆、地 目、公簿、畑、面積あわせて1,188 ㎡。

番号 10 番、土地の所有者、●●●●、所在、上士別町 1 9 線南、地番、●●●●外 1 筆、地目、公簿、田、面積あわせて 1,612 ㎡。

番号 11 番、土地の所有者、●●●●、所在、上士別町 2 1 線南、地番、●●●●外 1 筆、地目、公簿、畑、面積 1,385 ㎡。

番号 12 番、土地の所有者、●●●●、所在、上士別町 2 2 線南、地番、●●●●外 1 筆、地目、公簿、田・畑、面積あわせて 1,436 ㎡。

番号 13 番、土地の所有者、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●、地目、公簿、田、 面積 2,434 ㎡。

番号 14 番、土地の所有者、●●●●、所在、多寄町 4 0 線東、地番、●●●●、地目、公 簿、畑、面積 291 ㎡。

番号 15 番、土地の所有者、●●●●、所在、多寄町 3 6 線東、地番、●●●●外 2 筆、地 目、公簿、畑、面積あわせて 746 ㎡。

番号 16 番、土地の所有者、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、公簿、畑、面積 12,819 ㎡。

番号17番、土地の所有者、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、公簿、畑、

面積あわせて 585 ㎡。

番号 18 番、土地の所有者、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、公簿、田、面積 645 ㎡。

番号 19 番、土地の所有者、 $\bullet \bullet \bullet \bullet$ 、所在、温根別町、地番、 $\bullet \bullet \bullet \bullet$ 、地目、公簿、畑、面積 381 m_o^2

番号 20 番、土地の所有者、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●外 2 筆、地目、公簿、畑、面積あわせて 608 ㎡。

番号 21 番、土地の所有者、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●、地目、公簿、畑、面積 75 ㎡。

番号22番、土地の所有者、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●外4筆、地目、公簿、畑、面積あわせて13,085 ㎡。

番号 23 番、土地の所有者、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●、地目、公簿、畑、面積 1,396 ㎡。

番号24番、土地の所有者、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●外2筆、地目、公簿、畑、面積あわせて462 ㎡。

番号 25 番、土地の所有者、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●、地目、公簿、畑、面積 287 ㎡。

番号 26 番、土地の所有者、●●●●、所在、朝日町茂志利、地番、●●●●外 3 筆、地目、公簿、畑、面積あわせて 19,402 ㎡。

農地利用状況調査につきましては、番号 1 番~6 番は 8 月 11 日に、番号 7 番~9 番は 8 月 19 日に、番号 10 番~13 番は 8 月 26 日に、番号 14 番・15 番は 8 月 11 日に、番号 16 番~19 番は 8 月 20 日に、番号 20 番~26 番は 8 月 12 日に、各担当地区農業委員により実施いたしました。

以上の案件につきましては、いずれも未利用地となっており、再生利用困難な農地であることから、農地法第2条第1項に定める農地に該当しないため、非農地と判断するものであります。なお、農地に該当しない旨の判断をした場合は、所有者及び市・法務局等の関係機関に非農地通知書の送付をいたします。

以上で、説明を終わります。

●議長(保科隆志君) 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(保科隆志君) ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することに ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(保科隆志君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

- ●議長(保科隆志君) 次に、日程第7、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。
- **〇事務局(古閑俊祐君)** 農業経営基盤強化促進法 第 18 条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

以上、2件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項 第1号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長(保科隆志君) 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(保科隆志君) ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することに ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(保科隆志君) ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

●議長(保科隆志君) 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第5回総会は、これをもちまして閉会いたします。

(午後2時00分 閉会)